

「神戸市老人福祉法施行細則」の一部改正（案）の概要

1. 改正の趣旨

養護老人ホームへの入所措置に要した費用は、その措置を行った市町村が入所者から徴収できることが法で定められており、神戸市では「神戸市老人福祉法施行細則」に徴収金額の具体的な算定方法を定めたうえで、原則として各入所者の負担能力に基づいて毎月費用の徴収を行っています。

現在の規則には、養護老人ホームの入所者のうち、要介護認定を受けて特別養護老人ホームへの入所申込みを行った方については、特に徴収月額に上限を定める旨の規定を設けていますが、入所者間の費用負担の公平性を確保するため、規則を一部改正し当該規定を削除します。

2. 改正（案）の概要

養護老人ホームの入所者が要介護認定を受けて特別養護老人ホームへの入所申込みを行った場合に、入所申込みを行った日の属する月の翌月から12か月間に限り、徴収金基準月額の上限を49,460円とする規定等（別表第1の備考2および別表第2の備考3の一部）を削除します。

3. 施行予定日

令和2年7月1日